

議会 2 月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会 2 月 定例会 提出 議案

議案番号	議 件 名
1	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
4	新潟県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の作成について
5	平成 2 9 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
6	平成 2 9 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
7	平成 3 0 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
8	平成 3 0 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

議案第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「0.0715」を「0.0740」に改める。

第10条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「35,300円」を「36,900円」に改める。

第11条中「57万円」を「62万円」に改める。

第13条第1項第1号イ中「法第93条」を「法第93条第1項及び第2項」に、「及び第98条」を「並びに第98条」に改める。

第15条第1項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第23条中「住所を有する被保険者」の次に「及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

第24条第1項中「法第55条」の次に「又は法第55条の2」を加える。

附則第3条及び附則第3条の2を削り、附則第3条の3を附則第3条とする。

附則第4条から附則第12条を削り、附則第13条を附則第4条とする。

附則第14条及び附則第15条を削り、附則第16条を附則第5条とし、次の1条を加える。

（平成30年度から平成31年度までの間における保険料の賦課総額の算定の特例）

第6条 平成30年度及び平成31年度までの間における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成30年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条若しくは附則第5条に規定する基準に従い、平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 2 号

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 24 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 9 号を第 11 号とし、第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 4 号中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第 6 号とし、同条中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

第 6 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 7 条第 5 項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる

個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第15条第1項第3号中「除く。）」の次に「又は個人識別符号が含まれるもの」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加える。

第2条の3第2号「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を別紙のように作成する。

平成30年2月24日提出

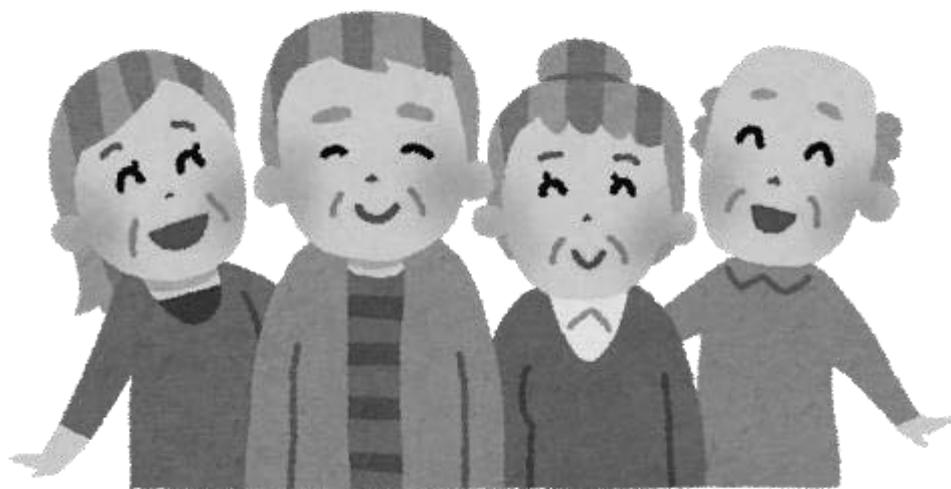
新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合

第3次広域計画

【平成30年度～平成34年度】

(2018年度～2022年度)



新潟県後期高齢者医療広域連合

【 目次 】

1	広域計画の趣旨	1
2	第3次広域計画の項目	2
3	第3次広域計画の基本方針	3
4	広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	4
5	第3次広域計画の期間及び改定に関する事	6
資料編		
資料1	後期高齢者医療制度	8
資料2	被保険者の状況	10
資料3	後期高齢者医療給付費の状況	12
資料4	新潟県後期高齢者医療広域連合規約	14

1 広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成する広域計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）第5条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

広域連合におきましては、平成19年11月に第1次広域計画を作成、その後、平成25年3月に第2次広域計画を作成し、後期高齢者医療に係る様々な施策等を実施してきました。

現在の広域計画の期間が平成29年度で満了となることに伴い、今後も引き続き、関係市町村と緊密に連携・協力し、さらに安定的な事業運営を行っていくために、平成30年度からの新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（以下「第3次広域計画」）を作成します。

2 第3次広域計画の項目

第3次広域計画に記載する項目は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第5条で定められている次の項目とします。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

3 第3次広域計画の基本方針

第3次広域計画の基本方針は、次のとおりとします。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をはじめとする関係法令に則るとともに、関係機関における高齢者の保健福祉、医療及び介護に関する諸施策との調和を図りながら事業を推進します。
- (2) 広域連合と関係市町村が互いに協調・協力し合うとともに、住民の意見を十分に反映しながら、住民サービスの向上に努めます。
- (3) 広域化によるスケールメリットを十分に活かして、医療給付の財政基盤を強化し、後期高齢者の医療を適正にかつ安定的に確保します。
- (4) 住民の利便性に配慮しながら、広域連合と関係市町村がその役割を明確にすることにより、事務処理の効率化を図ります。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施について、次の事務を行います。

(1) 被保険者の資格管理に関すること

広域連合は、被保険者台帳による被保険者資格の管理及び被保険者証等の交付決定をします。

関係市町村は、住民からの資格管理に関する申請及び届出等の受付、被保険者証等の引渡し及び返還の受付の窓口業務を行い、これらの情報を広域連合へ送付します。

また、被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

(2) 医療給付の事務に関すること

広域連合は、医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管等を行います。

関係市町村は、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口業務を行い、申請等の情報を広域連合へ送付します。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、関係市町村が持つ所得情報等を活用して、保険料率の決定、保険料の賦課決定や減免決定、徴収猶予の決定等を行います。

関係市町村は、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付を行います。

(4) 保健事業に関すること

後期高齢者は、生理的機能の低下や日常生活の動作能力の低下による症状が増加するなどの特性を有しています。

広域連合は、レセプト等から得られるデータを活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。

(5) その他

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、個人番号や住基情報などの情報連携が不可欠であり、広域連合と関係市町村が緊密に連携することにより、後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や問い合わせに対応します。

5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること

第3次広域計画の期間は、平成30年度から平成34年度までとし、その後は5か年を単位として見直しを行います。

ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めるときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

資料編

資料1 後期高齢者医療制度

- (1) 仕組み
- (2) 財源構成

資料2 被保険者の状況

- (1) 新潟県全体の被保険者数の推移
- (2) 新潟県内市町村別

資料3 後期高齢者医療給付費の状況

- (1) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移
- (2) 新潟県内市町村別

資料4 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

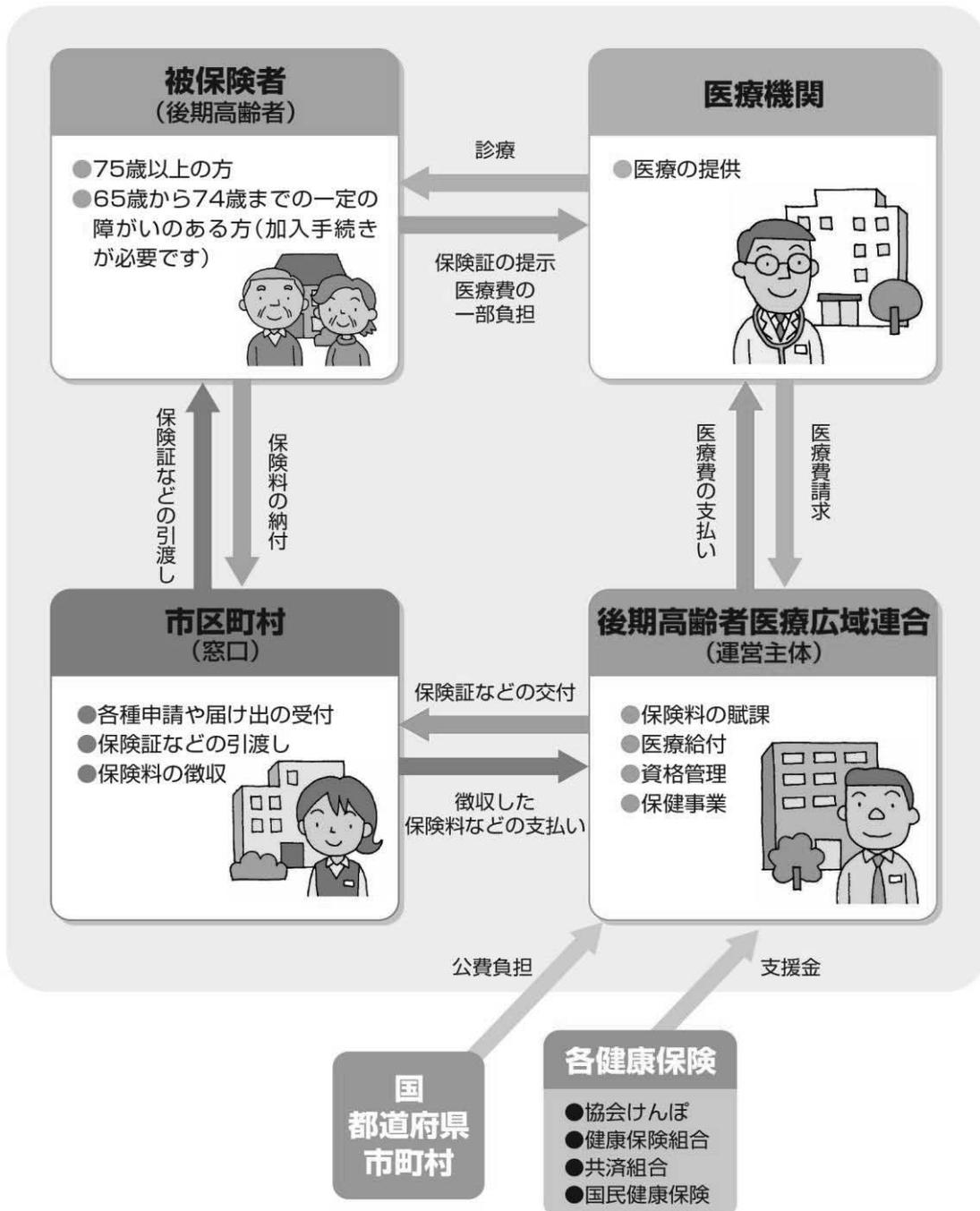
資料1

後期高齢者医療制度

(1) 仕組み

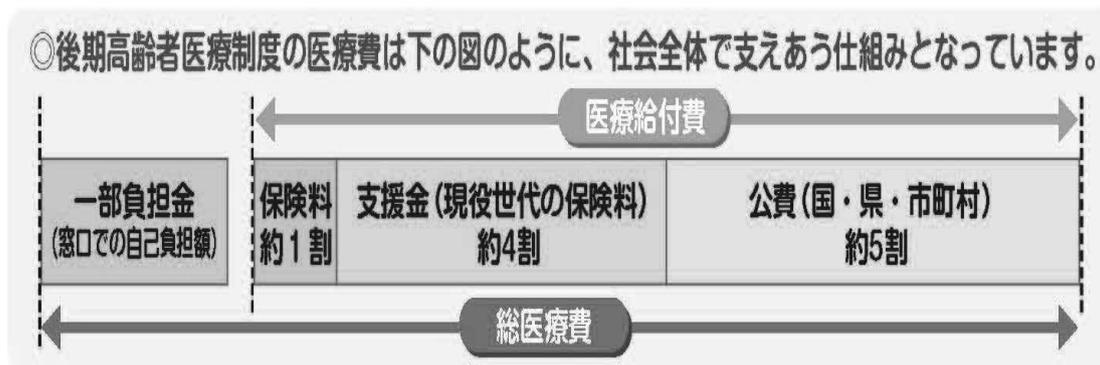
後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳から74歳までの一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入して設立する広域連合が行うこととされていますが、被保険者の利便性を確保するため、各種申請や受付等の窓口事務や保険料の徴収事務は市町村が行います。



(2) 財源構成

後期高齢者医療費の財源構成は、下表のように一部負担金（医療機関窓口での自己負担額）を除いた医療給付費を、保険料で約1割、支援金（現役世代の保険料）で約4割、公費で約5割を負担することとしています。



* 現役並み所得者（一部負担金3割）の医療給付費は、公費負担の対象外となっており、保険料以外の部分は支援金（現役世代の保険料）で賄われています。

資料 2

被保険者の状況

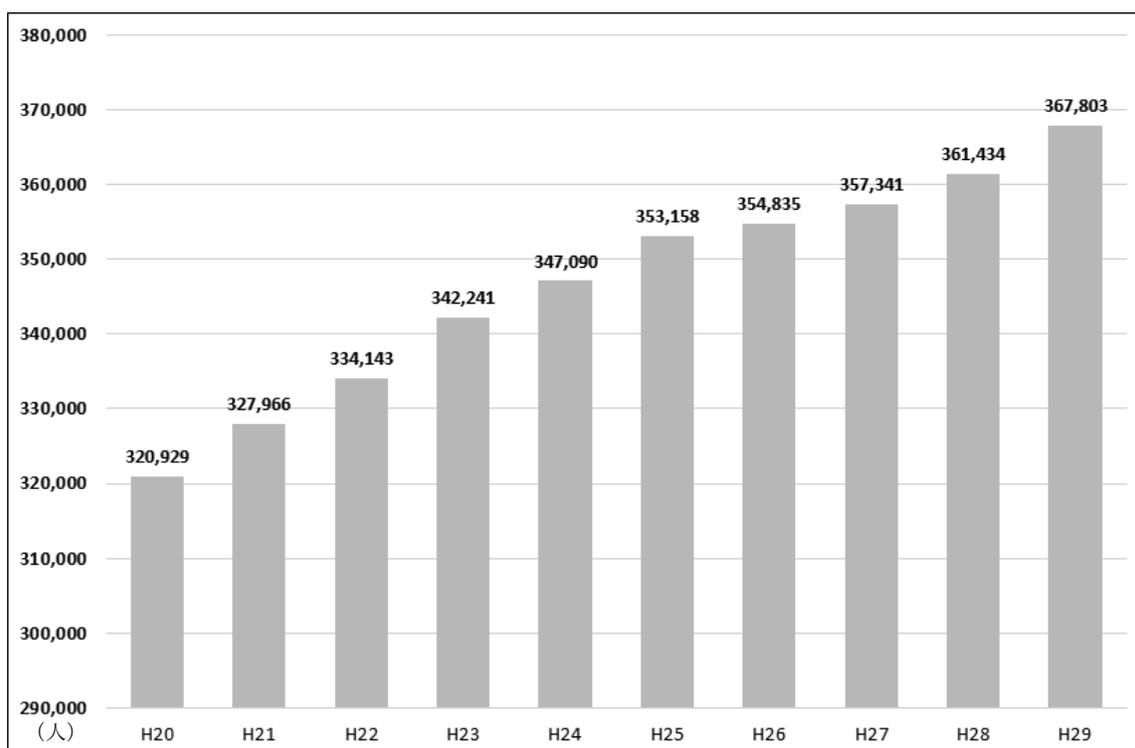
(1) 新潟県全体の被保険者数の推移

【実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
被保険者数 (人)	320,929	327,966	334,143	342,241	347,090
対前年度比 (%)	—	102.19	101.88	102.42	101.42

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
被保険者数 (人)	353,158	354,835	357,341	361,434	367,803
対前年度比 (%)	101.75	100.47	100.70	101.15	101.76

* 被保険者数は、各年度 4 月 1 日現在



(2) 県内市町村別（平成 29 年 4 月 1 日現在）

市町村名	被保険者数（人）	対前年度比（％）	新潟県全体に占める 構成比（％）
新潟市	109,958	102.77	29.90
長岡市	42,185	101.54	11.47
三条市	15,776	102.11	4.29
柏崎市	14,772	100.19	4.02
新発田市	15,887	101.46	4.32
小千谷市	6,268	100.40	1.70
加茂市	5,078	100.77	1.38
十日町市	11,311	101.04	3.08
見附市	6,540	101.84	1.78
村上市	12,635	100.72	3.44
燕市	12,148	103.23	3.30
糸魚川市	9,484	102.83	2.58
妙高市	6,360	101.45	1.73
五泉市	9,196	100.88	2.50
上越市	31,642	101.63	8.60
阿賀野市	7,225	101.35	1.96
佐渡市	13,769	99.59	3.74
魚沼市	7,168	101.30	1.95
南魚沼市	9,684	100.49	2.63
胎内市	5,150	102.00	1.40
聖籠町	1,665	100.91	0.45
弥彦村	1,216	103.05	0.33
田上町	2,005	103.08	0.55
阿賀町	3,354	99.47	0.91
出雲崎町	1,100	97.43	0.30
湯沢町	1,496	103.24	0.41
津南町	2,459	98.01	0.67
刈羽村	746	101.08	0.20
関川村	1,402	98.59	0.38
粟島浦村	124	104.20	0.03
計	367,803	101.76	100.00

資料 3

後期高齢者医療給付費の状況

(1) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移

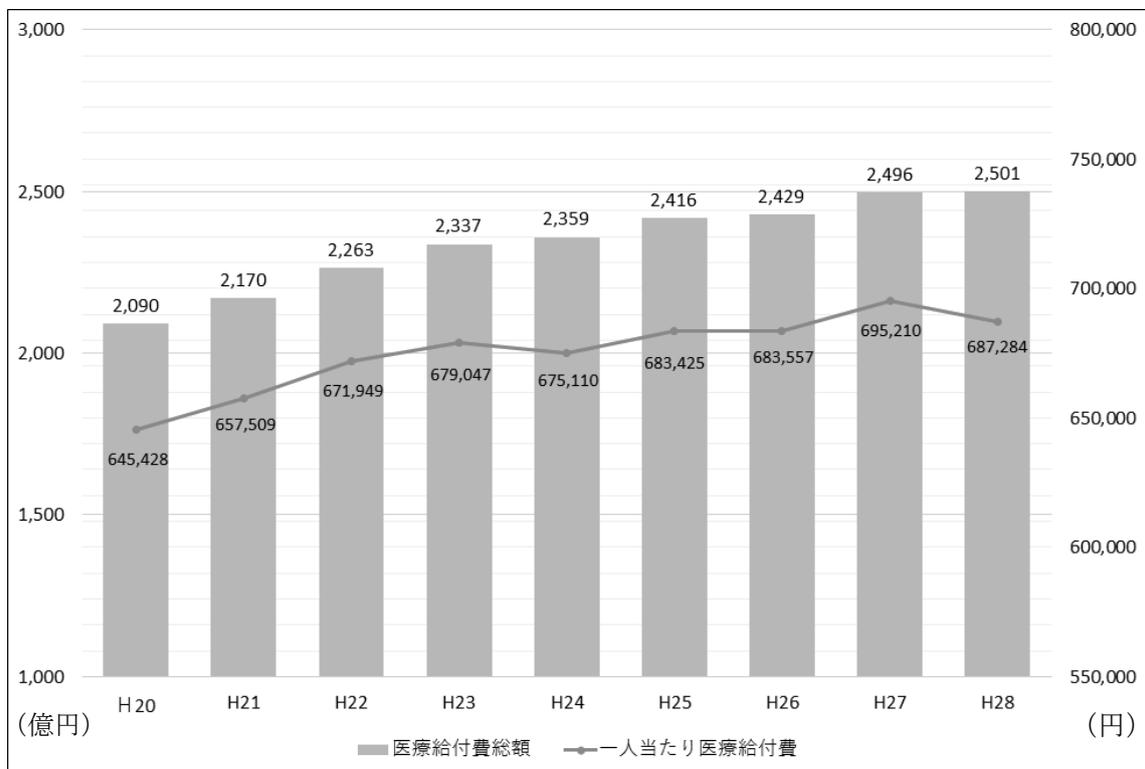
【実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医療給付費総額（億円）	2,090	2,170	2,263	2,337	2,359
対前年度比（％）	-	103.83	104.29	103.25	100.92
一人当たり医療給付費（円）	645,428	657,509	671,949	679,047	675,110
対前年度比（％）	-	101.87	102.20	101.06	99.42

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療給付費総額（億円）	2,416	2,429	2,496	2,501
対前年度比（％）	102.45	100.54	102.74	100.21
一人当たり医療給付費（円）	683,425	683,557	695,210	687,284
対前年度比（％）	101.23	100.02	101.70	98.86

* 平成20年度分は、後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されたため、老人保健制度の3月診療分と後期高齢者医療制度の4月診療分～2月診療分の合計値

* 一人当たり医療給付費は年間平均被保険者数により算出



(2) 県内市町村別

市町村名	平成28年度				一人当たり医療給付費の推移		
	医療給付費 総額 (千円)	対前年 度比 (%)	一人当たり 医療給付費 (円)	対前年 度比 (%)	平成27 年度	平成26 年度	平成25 年度
新潟市	82,072,479	102.05	758,610	99.64	761,376	748,218	748,408
長岡市	27,301,718	99.27	654,137	98.10	666,838	648,492	645,189
三条市	10,587,497	101.72	679,513	99.87	680,422	673,526	673,399
柏崎市	9,929,271	100.30	677,535	99.15	683,344	661,290	661,559
新発田市	9,756,506	101.15	619,264	100.07	618,838	611,334	618,727
小千谷市	4,163,728	98.60	668,442	98.43	679,129	630,365	641,782
加茂市	3,299,712	96.34	651,731	95.48	682,578	675,721	684,682
十日町市	6,420,822	98.57	571,197	98.33	580,903	588,801	605,238
見附市	4,334,159	99.38	670,404	97.65	686,507	659,803	667,080
村上市	8,857,411	98.56	704,871	98.05	718,916	697,757	678,548
燕市	7,864,968	105.30	658,928	102.06	645,610	630,644	640,602
糸魚川市	6,394,667	102.43	680,428	100.40	677,708	639,592	656,037
妙高市	4,262,196	95.89	676,110	95.10	710,970	715,802	723,431
五泉市	6,057,637	101.19	660,449	100.32	658,344	649,641	641,198
上越市	20,925,049	96.79	668,917	95.87	697,700	696,969	700,210
阿賀野市	4,781,201	98.66	668,512	98.59	678,071	655,915	654,300
佐渡市	8,989,348	97.11	652,111	98.32	663,281	652,837	644,743
魚沼市	4,450,777	100.54	625,636	100.18	624,537	662,752	635,398
南魚沼市	6,418,985	101.84	665,939	101.71	654,760	678,514	673,586
胎内市	3,488,582	96.18	684,573	95.14	719,536	689,566	659,078
聖籠町	1,053,589	90.27	635,458	89.83	707,383	643,140	651,629
弥彦村	676,096	93.89	564,354	91.38	617,609	647,686	633,920
田上町	1,273,778	107.75	644,625	104.59	616,356	628,407	666,097
阿賀町	2,294,401	102.08	680,629	102.47	664,194	668,293	685,052
出雲崎町	661,618	92.08	590,730	93.39	632,522	618,346	667,107
湯沢町	822,309	102.73	557,498	99.67	559,340	584,299	555,987
津南町	1,312,198	87.39	528,473	89.11	593,027	586,233	577,879
刈羽村	477,146	94.11	642,189	93.22	688,872	621,690	572,006
関川村	1,106,814	104.20	784,418	105.23	745,437	694,088	729,645
粟島浦村	78,850	115.89	641,058	107.41	596,829	577,019	597,652
計	250,113,512	100.21	687,284	98.86	695,210	683,557	683,425

資料 4

新潟県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年2月27日
新潟県市町村第1401号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、新潟県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、新潟県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、新潟市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、30人とする。

2 広域連合の議会は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、各関係市町村の議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において1人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町村の負担金

- (2) 事業収入
 - (3) 国及び新潟県の支出金
 - (4) その他の収入
- 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

(市町村長協議会)

第18条 広域連合に、その運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長で構成する市町村長協議会を置くものとする。

- 2 市町村長協議会の運営に関する事項は、条例で定める。

(補則)

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間においては、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 施行日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定の施行の日の前日までの間における第4条及び別表第2の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）」と、同表中「高齢者医療確保法」とあるのは「改正後の高齢者医療確保法」とする。
- 4 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、新潟市新光町4番地1（新潟県自治会館本館）にて行うものとする。
- 5 施行日から平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とする。
- 6 施行日以後、広域連合長が選任されるまでの間、施行日前日において新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長の職にあった者が、広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行うものとする。

附 則（平成20年3月31日新潟県市町村第1357号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日新潟県市町村第1370号）

この規約は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成25年2月8日新潟県知事に届出）
この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

区 分		負担割合等
共通経費	均 等 割	10%
	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%
医療給付に要する経費		高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金		高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

備考

- 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく人口の割合により算出するものをいう。

第3次広域計画

平成30年 3月

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第5号

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、別紙のとおりとする。

平成30年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

平成29年度

一般会計補正予算書（第2号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第5号別紙

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,150,027千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金		1,131,703	48,259	1,083,444
	1負担金	1,131,703	48,259	1,083,444
3繰越金		13	48,287	48,300
	1繰越金	13	48,287	48,300
補正されなかった款項にかかる額		18,283		18,283
歳入合計		1,149,999	28	1,150,027

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,148,570	28	1,148,598
	1総務管理費	1,148,185	28	1,148,213
補正されなかった款項にかかる額		1,429		1,429
歳出合計		1,149,999	28	1,150,027

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,131,703	48,259	1,083,444
3 繰越金	13	48,287	48,300
補正されなかった款にかかる額	18,283		18,283
歳入合計	1,149,999	28	1,150,027

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
総務費	1,148,570	28	1,148,598				28
補正されなかった 款にかかる額	1,429		1,429				
歳出合計	1,149,999	28	1,150,027	0	0	0	28

歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 分担金及び負担金	1,131,703	△48,259	1,083,444
1 負担金	1,131,703	△48,259	1,083,444
1 市町村負担金	1,131,703	△48,259	1,083,444
3 繰越金	13	48,287	48,300
1 繰越金	13	48,287	48,300
1 繰越金	13	48,287	48,300
補正されなかつた 款項目にかかると	18,283		18,283
歳入合計	1,149,999	28	1,150,027

(単位:千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	事務費負担金	△48,259	共通経費負担金	△48,259
1	繰越金	48,287	前年度繰越金	48,287

歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,148,570	28	1,148,598				28
1 総務管理費	1,148,185	28	1,148,213				28
1 一般管理費	1,148,185	28	1,148,213				28
補正されなかった 款項目にかかる額	1,429		1,429				
歳出合計	1,149,999	28	1,150,027	0	0	0	28

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金利息及び割引料	28	001 一般管理事務費 28 特別調整交付金返還金 28

議案第6号

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
は、別紙のとおりとする。

平成30年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

平成29年度

後期高齢者医療特別会計

補正予算書（第2号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第 6 号別紙

平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 325,795 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 268,375,932 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 24 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		4,502,478	325,795	4,828,273
	1繰越金	4,502,478	325,795	4,828,273
補正されなかった款項にかかる額		263,547,659		263,547,659
歳入合計		268,050,137	325,795	268,375,932

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		1,220,101	278,457	1,498,558
	1総務管理費	1,220,101	278,457	1,498,558
6諸支出金		4,797,943	47,338	4,845,281
	1償還金及び還付加算金	4,797,942	47,338	4,845,280
補正されなかった款項にかかる額		262,032,093		262,032,093
歳出合計		268,050,137	325,795	268,375,932

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	4,502,478	325,795	4,828,273
補正されなかった款にかかる額	263,547,659		263,547,659
歳入合計	268,050,137	325,795	268,375,932

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
総務費	1,220,101	278,457	1,498,558				278,457
諸支出金	4,797,943	47,338	4,845,281				47,338
補正されなかった 款にかかる額	262,032,093		262,032,093				
歳出合計	268,050,137	325,795	268,375,932	0	0	0	325,795

歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
8 繰越金	4,502,478	325,795	4,828,273
1 繰越金	4,502,478	325,795	4,828,273
1 繰越金	4,502,478	325,795	4,828,273
補正されなかつた 款項目にかかると額	263,547,659		263,547,659
歳入合計	268,050,137	325,795	268,375,932

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	325,795	前年度繰越金 325,795

歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	1,220,101	278,457	1,498,558				278,457
1 総務管理費	1,220,101	278,457	1,498,558				278,457
1 一般管理費	1,220,101	278,457	1,498,558				278,457
6 諸支出金	4,797,943	47,338	4,845,281				47,338
1 償還金及び還付加算金	4,797,942	47,338	4,845,280				47,338
1 保険料還付金	25,000	11,877	36,877				11,877
2 償還金	4,772,545	34,237	4,806,782				34,237
3 還付加算金	397	1,224	1,621				1,224
補正されなかった 款項目にかかる額	262,032,093		262,032,093				
歳出合計	268,050,137	325,795	268,375,932	0	0	0	325,795

(単位:千円)

節		金額	説明	
区	分			
19	負担金、補助及び交付金	1,046	001 業務一般管理事務費	1,046
25	積立金	277,411	保険料特別補てん金	1,046
			005 医療財政調整基金経費	277,411
			医療財政調整基金積立金	277,411
23	償還金利子及び割引料	11,877	001 保険料還付金	11,877
			保険料還付金	11,877
23	償還金利子及び割引料	34,237	001 償還金	34,237
			国庫補助金返還金	34,237
23	償還金利子及び割引料	1,224	001 還付加算金	1,224
			還付加算金	1,224

議案第7号

平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

平成30年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

平成30年度

一般会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第7号別紙

平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,209,042千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,182,073
	1 負担金	1,182,073
2 国庫支出金		26,671
	1 国庫補助金	26,671
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		297
	1 預金利子	31
	2 雑入	266
歳 入	合 計	1,209,042

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,080
	1 議会費	1,080
2 総務費		1,207,862
	1 総務管理費	1,207,477
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	317
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	1,209,042

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,182,073	1,131,703	50,370
2 国庫支出金	26,671	17,821	8,850
3 繰越金	1	1	0
4 諸収入	297	462	165
歳入合計	1,209,042	1,149,987	59,055

歳出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
議 会 費	1,080	1,329	249				1,080
2 総 務 費	1,207,862	1,148,558	59,304	26,671		266	1,180,925
3 予 備 費	100	100	0				100
歳 出 合 計	1,209,042	1,149,987	59,055	26,671	0	266	1,182,105

歳入

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,182,073	1,131,703	50,370
1 負担金	1,182,073	1,131,703	50,370
1 市町村負担金	1,182,073	1,131,703	50,370
2 国庫支出金	26,671	17,821	8,850
1 国庫補助金	26,671	17,821	8,850
1 民生費国庫補助金	26,671	17,821	8,850
3 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
4 諸収入	297	462	165
1 預金利子	31	100	69
1 預金利子	31	100	69
2 雑入	266	362	96
1 雑入	266	362	96
歳入合計	1,209,042	1,149,987	59,055

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	事務費負担金	1,182,073	共通経費負担金 1,182,073
1	社会福祉費補助金	26,671	特別調整交付金 25,251 後期高齢者医療制度事業費補助金（医療費適正化等推進事業分） 1,420
1	繰越金	1	前年度繰越金 1
1	預金利子	31	預金利子 31
1	雑入	266	職員駐車場利用者負担分 266

歳出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	1,080	1,329	249				1,080
1 議会費	1,080	1,329	249				1,080
1 議会費	1,080	1,329	249				1,080

1 議会費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	656	001 議会運営費 1,080
9	旅費	300	議長報酬 30
			副議長報酬 24
			議員報酬 602
11	需用費	32	費用弁償 300
			食糧費 32
14	使用料及び賃借料	92	会場借上料 81
			自治会館駐車場使用料 11

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,207,862	1,148,558	59,304	26,671		266	1,180,925
1 総務管理費	1,207,477	1,148,173	59,304	26,671		266	1,180,540
1 一般管理費	1,207,477	1,148,173	59,304	26,671 (国)特別調整交付金 (国)後期高齢者医療制度事業費補助金(医療費適正化等推進事業分) (他)職員駐車場利用者負担分		266 25,251 1,420 266	1,180,540

2 総務費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	報酬	213	001 一般管理事務費 1,115,732
8	報償費	234	連合長報酬 60 副連合長報酬 48
9	旅費	596	情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 105 法律相談謝礼 108
11	需用費	2,076	費用弁償 30 普通旅費 510
12	役務費	20,006	消耗品費 1,826 燃料費 40
13	委託料	22,975	食糧費 5 修繕料 50
14	使用料及び賃借料	14,931	通信運搬費 2,098 手数料 229
18	備品購入費	200	事務機器保守委託料 2,629 例規保守委託料 162
19	負担金、補助及び交付金	63,257	ホームページ作成等委託料 647 広報チラシ等作成業務委託料 9,618
28	繰出金	1,082,989	文書廃棄業務委託料 118 会場借上料 494 タクシー使用料 54 レンタカー使用料 180 自治会館駐車場使用料 38 高速道路等使用料 1,802 テレビ受信料 15 クラウドサービス使用料 606 事務室借上料 9,116 事務機器賃借料 1,398 事務用ファイルサーバ賃借料 396 事務所備品購入費 200 新潟県市町村総合事務組合負担金 66 地方公共団体情報システム機構負担金 45 全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金 50 特別会計事務費繰出金 1,082,989
			002 職員派遣関係経費 63,647 職員駐車場借上料 647 派遣職員人件費等負担金 63,000
			003 後期高齢者医療制度事業費 2,842 広報チラシ等作成業務委託料 2,842
			005 特別調整交付金事業費 25,256 医療懇談会委員謝礼 126 医療懇談会委員費用弁償 51 普通旅費 5 燃料費 15 食糧費 4

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 選挙費	68	68	0				68
1 選挙管理委員会費	68	68	0				68

2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	58	001 選挙管理委員会費
9	旅費	10	委員報酬 費用弁償

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 監査委員費	317	317	0				317
1 監査委員費	317	317	0				317

2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	96	001 監査委員費
9	旅費	133	委員報酬
14	使用料及び賃借料	88	費用弁償
			会場借上料
			タクシー使用料
			317
			96
			133
			5
			83

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
歳 出 合 計	1,209,042	1,149,987	59,055	26,671	0	266	1,182,105

3 予備費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		001 予備費 予備費
		100 100

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費							共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末 手当	地域 手当	寒冷地 手当	その他 手当	計				
本年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	656						656		656	
	その他 特別職	11	259						259		259	
	計	43	1,023						1,023		1,023	
前年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	677						677		677	
	その他 特別職	11	259						259		259	
	計	43	1,044						1,044		1,044	
比較	長等	0	0						0		0	
	議員	0	△ 21						△ 21		△ 21	
	その他 特別職	0	0						0		0	
	計	0	△ 21						△ 21		△ 21	

備考 長等とは連合長及び副連合長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

議案第8号

平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

平成30年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

平成30年度

後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第8号別紙

平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,145,236千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		43,454,930
	1 市 町 村 負 担 金	43,454,930
2 国 庫 支 出 金		88,392,643
	1 国 庫 負 担 金	62,969,814
	2 国 庫 補 助 金	25,422,829
3 県 支 出 金		22,220,345
	1 県 負 担 金	21,570,345
	2 県財政安定化基金支出金	650,000
4 支 払 基 金 交 付 金		104,991,887
	1 支 払 基 金 交 付 金	104,991,887
5 特別高額医療費共同事業交 付金		60,661
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	60,661
6 財 産 収 入		1,000
	1 財 産 運 用 収 入	1,000
7 繰 入 金		2,716,281
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,082,989
	2 基 金 繰 入 金	1,633,292
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		307,487
	1 預 金 利 子	1,079
	2 延滞金、加算金及び過料	2

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑 入	306,406
歳 入	合 計	262,145,236

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,270,050
	1 総務管理費	1,270,050
2 保険給付費		260,072,294
	1 療養諸費	250,890,037
	2 高額療養諸費	8,034,157
	3 その他医療給付費	1,148,100
3 県財政安定化基金拠出金		104,659
	1 県財政安定化基金拠出金	104,659
4 特別高額医療費共同事業拠出金		60,854
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	60,854
5 保健事業費		591,577
	1 健康保持増進事業費	591,577
6 諸支出金		25,302
	1 償還金及び還付加算金	25,301
	2 延滞金	1
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	262,145,236

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 市 町 村 支 出 金	43,454,930	41,996,378	1,458,552
2 国 庫 支 出 金	88,392,643	89,270,564	877,921
3 県 支 出 金	22,220,345	22,280,931	60,586
4 支 払 基 金 交 付 金	104,991,887	105,943,629	951,742
5 特別高額医療費共同事業交付金	60,661	69,841	9,180
6 財 産 収 入	1,000	1,000	0
7 繰 入 金	2,716,281	3,424,361	708,080
8 繰 越 金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸 収 入	307,487	290,887	16,600
歳 入 合 計	262,145,236	263,277,593	1,132,357

歳出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
総 務 費	1,270,050	1,220,101	49,949	162,615		1,095,911	11,524
2 保 険 給 付 費	260,072,294	261,249,533	1,177,239	109,067,967		126,046,263	24,958,064
3 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	104,659	102,303	2,356				104,659
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	60,854	70,037	9,183				60,854
5 保 健 事 業 費	591,577	589,720	1,857	262,076			329,501
6 諸 支 出 金	25,302	25,399	97				25,302
7 公 債 費	20,000	20,000	0				20,000
8 予 備 費	500	500	0			500	
歳 出 合 計	262,145,236	263,277,593	1,132,357	109,492,658		127,142,674	25,509,904

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 市町村支出金	43,454,930	41,996,378	1,458,552
1 市町村負担金	43,454,930	41,996,378	1,458,552
1 保険料等負担金	22,755,196	21,198,536	1,556,660
2 療養給付費負担金	20,699,734	20,797,842	98,108
2 国庫支出金	88,392,643	89,270,564	877,921
1 国庫負担金	62,969,814	63,176,616	206,802
1 療養給付費負担金	62,099,203	62,393,527	294,324
2 高額医療費負担金	870,611	783,089	87,522
2 国庫補助金	25,422,829	26,093,948	671,119
1 調整交付金	24,267,018	24,543,593	276,575
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	193,599	193,814	215
4 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	962,212	1,356,541	394,329
3 県支出金	22,220,345	22,280,931	60,586
1 県負担金	21,570,345	21,580,931	10,586
1 療養給付費負担金	20,699,734	20,797,842	98,108
2 高額医療費負担金	870,611	783,089	87,522
2 県財政安定化基金支出金	650,000	700,000	50,000

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	保険料等負担金	22,755,196	保険料等負担金 22,755,196
1	現年度分	20,699,734	療養給付費負担金(現年度分) 20,699,734
1	現年度分	62,099,203	療養給付費負担金(現年度分) 62,099,203
1	現年度分	870,611	高額医療費負担金(現年度分) 870,611
1	調整交付金	24,267,018	普通調整交付金 23,877,808 特別調整交付金 389,210
1	後期高齢者医療制度事業費補助金	193,599	後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業・医療費適正化事業分) 193,599
1	後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	962,212	後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 962,212
1	現年度分	20,699,734	療養給付費負担金(現年度分) 20,699,734
1	現年度分	870,611	高額医療費負担金(現年度分) 870,611

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 県財政安定化基金交付金	650,000	700,000	50,000
4 支払基金交付金	104,991,887	105,943,629	951,742
1 支払基金交付金	104,991,887	105,943,629	951,742
1 後期高齢者交付金	104,991,887	105,943,629	951,742
5 特別高額医療費共同事業交付金	60,661	69,841	9,180
1 特別高額医療費共同事業交付金	60,661	69,841	9,180
1 特別高額医療費共同事業交付金	60,661	69,841	9,180
6 財産収入	1,000	1,000	0
1 財産運用収入	1,000	1,000	0
1 利子及び配当金	1,000	1,000	0
7 繰入金	2,716,281	3,424,361	708,080
1 一般会計繰入金	1,082,989	1,036,777	46,212
1 一般会計繰入金	1,082,989	1,036,777	46,212
2 基金繰入金	1,633,292	2,387,584	754,292
1 基金繰入金	1,633,292	2,387,584	754,292
8 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	県財政安定化基金交付金	650,000	県財政安定化基金交付金 650,000
1	現年度分	104,991,887	後期高齢者交付金（現年度分） 104,991,887
1	特別高額医療費共同事業交付金	60,661	特別高額医療費共同事業交付金 60,661
1	利子及び配当金	1,000	医療財政調整基金運用利子収入 1,000
1	事務費繰入金	1,082,989	事務費繰入金 1,082,989
2	医療財政調整基金繰入金	1,633,292	医療財政調整基金繰入金 1,633,292
1	繰越金	1	前年度繰越金 1

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	307,487	290,887	16,600
1 預金利子	1,079	1,000	79
1 預金利子	1,079	1,000	79
2 延滞金、加算金及び過料	2	2	0
1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
3 雑入	306,406	289,885	16,521
1 第三者納付金	293,981	280,882	13,099
2 返納金	3	3	0
3 雑入	12,422	9,000	3,422
歳入合計	262,145,236	263,277,593	1,132,357

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	県財政安定化基金借入金	1	県財政安定化基金借入金	1
1	預金利子	1,079	預金利子	1,079
1	延滞金	1	延滞金	1
1	過料	1	過料	1
1	第三者納付金	293,981	第三者納付金	293,981
1	返納金	3	返納金 返納金（負担割合差額分） 返納金（無資格受診分）	1 1 1
1	雑入	12,422	電算システム回線共有負担金 雑入	9,998 2,424

歳出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	1,270,050	1,220,101	49,949	162,615		1,095,911	11,524
1 総務管理費	1,270,050	1,220,101	49,949	162,615		1,095,911	11,524
1 一般管理費	1,270,050	1,220,101	49,949	162,615		1,095,911	11,524
				(国) 特別調整交付金		151,092	
				(国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業・医療費適正化事業分)		11,523	
				(他) 医療財政調整基金運用利子収入		1,000	
				(他) 事務費繰入金		1,082,489	
				(他) 電算システム回線共有負担金		9,998	
				(他) 雑入		2,424	

1 総務費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
9 旅費	575	001 業務一般管理事務費 113,039 普通旅費 575
11 需用費	4,363	消耗品費 373 燃料費 15
12 役務費	115,943	会場借上料 28 レンタカー使用料 48
13 委託料	826,192	派遣職員人件費等負担金 112,000
14 使用料及び賃借料	59,720	002 医療給付経費 515,155 印刷製本費 2,775 通信運搬費 85,268
19 負担金、補助及び交付金	150,585	被保険者証等作成封入封緘業務委託料 19,319 レセプト2次点検業務委託料 78,995 過誤処理業務委託料 12,800 審査支払システム保守管理業務委託料 34,610 審査支払電算処理業務委託料 214,964 減額認定証作成業務委託料 3,945 給付関係現金支給処理業務委託料 33,425 人材派遣業務委託料 8,210 高額介護合算療養費申請書入力業務委託料 2,722 医療費通知作成業務委託料 8,844 第三者行為求償事務負担金 9,278
25 積立金	112,672	003 保険料賦課経費 907 通信運搬費 23 被扶養者情報提供料 884 004 電算システム経費 505,230 消耗品費 1,000 修繕料 200 通信運搬費 19,244 システム構築等業務委託料 142,258 セキュリティ業務委託料 18,656 稼動維持支援等業務委託料 82,037 全国町字ファイル保守業務委託料 324 電算処理機器等延長リース保守委託料 86,550 特別調整交付金(結核・精神病)支援業務委託料 39,420 制度改正に係るシステム構築等業務委託料 26,590 電算システム賃借料 59,644 番号制度負担金 29,307 005 医療財政調整基金経費 112,672 医療財政調整基金積立金(利子分) 1,000

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

1 総務費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		医療財政調整基金積立金 111,672
		006 医療費適正化推進事業経費 23,047
		ジェネリック医薬品差額通知郵送料 11,408
		ジェネリック医薬品差額通知業務委託料 8,615
		重複頻回受診者等訪問相談委託料 3,024

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	260,072,294	261,249,533	1,177,239	109,067,967		126,046,263	24,958,064
1 療養諸費	250,890,037	251,297,692	407,655	105,730,105		122,126,224	23,033,708
1 療養給付費	243,349,126	243,127,279	221,847	102,842,767		118,735,292	21,771,067
				(国)療養給付費負担金(現年度分)		58,497,306	
				(国)高額医療費負担金(現年度分)		870,611	
				(国)普通調整交付金		22,492,839	
				(県)療養給付費負担金(現年度分)		19,499,102	
				(県)高額医療費負担金(現年度分)		870,611	
				(県)県財政安定化基金交付金		612,298	
				(他)療養給付費負担金(現年度分)		19,499,102	
				(他)後期高齢者交付金(現年度分)		98,902,117	
				(他)特別高額医療費共同事業交付金		57,142	
				(他)第三者納付金		276,931	
2 療養費	2,053,748	2,094,163	40,415	853,249		1,002,067	198,432
				(国)療養給付費負担金(現年度分)		493,689	
				(国)普通調整交付金		189,829	
				(県)療養給付費負担金(現年度分)		164,563	
				(県)県財政安定化基金交付金		5,168	
				(他)療養給付費負担金(現年度分)		164,563	
				(他)後期高齢者交付金(現年度分)		834,685	
				(他)特別高額医療費共同事業交付金		482	
				(他)第三者納付金		2,337	
3 食事・生活療養費	4,159,162	4,857,835	698,673	1,727,961		2,029,345	401,856
				(国)療養給付費負担金(現年度分)		999,797	
				(国)普通調整交付金		384,433	
				(県)療養給付費負担金(現年度分)		333,266	
				(県)県財政安定化基金交付金		10,465	
				(他)療養給付費負担金(現年度分)		333,266	
				(他)後期高齢者交付金(現年度分)		1,690,369	

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	243,349,126	001 療養給付費 療養給付費 243,349,126
19 負担金、補助及び交付金	2,053,748	001 療養費 療養費 2,053,748
19 負担金、補助及び交付金	4,159,162	001 食事・生活療養費 食事・生活療養費 4,159,162

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				(他) 特別高額医療費共同事業交付金 977			
				(他) 第三者納付金 4,733			
4 訪問看護療養費	736,249	596,849	139,400	305,882		359,232	71,135
				(国) 療養給付費負担金(現年度分) 176,983			
				(国) 普通調整交付金 68,052			
				(県) 療養給付費負担金(現年度分) 58,994			
				(県) 県財政安定化基金交付金 1,853			
				(他) 療養給付費負担金(現年度分) 58,994			
				(他) 後期高齢者交付金(現年度分) 299,227			
				(他) 特別高額医療費共同事業交付金 173			
				(他) 第三者納付金 838			
5 特別療養費	1	1	0				1
6 移送費	600	600	0	246		288	66
				(国) 療養給付費負担金(現年度分) 143			
				(国) 普通調整交付金 55			
				(県) 療養給付費負担金(現年度分) 47			
				(県) 県財政安定化基金交付金 1			
				(他) 療養給付費負担金(現年度分) 47			
				(他) 後期高齢者交付金(現年度分) 241			
7 審査支払手数料	591,151	620,965	29,814				591,151

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	736,249	001 訪問看護療養費 736,249 訪問看護療養費 736,249
19 負担金、補助及び交付金	1	001 特別療養費 1 特別療養費 1
19 負担金、補助及び交付金	600	001 移送費 600 移送費 600
13 委託料	591,151	001 審査支払手数料 591,151 審査支払業務委託料 591,151

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他
2 高額療養諸費	8,034,157	8,822,991	788,834	3,337,862		3,920,039	776,256
1 高額療養費	7,749,991	8,612,796	862,805	3,219,802		3,781,388	748,801
				(国)療養給付費負担金(現年度分)		1,862,976	
				(国)普通調整交付金		716,334	
				(県)療養給付費負担金(現年度分)		620,992	
				(県)県財政安定化基金交付金		19,500	
				(他)療養給付費負担金(現年度分)		620,992	
				(他)後期高齢者交付金(現年度分)		3,149,757	
				(他)特別高額医療費共同事業交付金		1,820	
				(他)第三者納付金		8,819	
2 高額介護合算療養費	284,166	210,195	73,971	118,060		138,651	27,455
				(国)療養給付費負担金(現年度分)		68,309	
				(国)普通調整交付金		26,266	
				(県)療養給付費負担金(現年度分)		22,770	
				(県)県財政安定化基金交付金		715	
				(他)療養給付費負担金(現年度分)		22,770	
				(他)後期高齢者交付金(現年度分)		115,491	
				(他)特別高額医療費共同事業交付金		67	
				(他)第三者納付金		323	

2 保険給付費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金、補助及び交付金	7,749,991	001 高額療養費 高額療養費
			7,749,991 7,749,991
19	負担金、補助及び交付金	284,166	001 高額介護合算療養費 高額介護合算療養費
			284,166 284,166

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 その他医療給 付費	1,148,100	1,128,850	19,250				1,148,100
1 葬祭費	1,148,100	1,128,850	19,250				1,148,100

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	1,148,100	001 葬祭費 葬祭費 1,148,100

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 県財政安定化基金拠出金	104,659	102,303	2,356				104,659
1 県財政安定化基金拠出金	104,659	102,303	2,356				104,659
1 県財政安定化基金拠出金	104,659	102,303	2,356				104,659

3 県財政安定化基金拠出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金、補助及び交付金	104,659	001 県財政安定化基金拠出金 104,659 財政安定化基金拠出金 104,659

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	60,854	70,037	9,183				60,854
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	60,854	70,037	9,183				60,854
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	60,661	69,841	9,180				60,661
2 特別高額医療 費共同事業事 務費拠出金	193	196	3				193

4 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金、補助及び交付金	60,661	001 特別高額医療費共同事業拠出金 60,661 特別高額医療費共同事業拠出金 60,661
19	負担金、補助及び交付金	193	001 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 193 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 193

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	
5 保健事業費	591,577	589,720	1,857	262,076		329,501
1 健康保持増進事業費	591,577	589,720	1,857	262,076		329,501
1 健康診査費	476,375	473,706	2,669	166,985 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業・医療費適正化事業分)	166,985	309,390
2 その他健康保持増進事業費	115,202	116,014	812	95,091 (国) 特別調整交付金 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業・医療費適正化事業分)	80,000 15,091	20,111

5 保健事業費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	476,375	001 健康診査事業費 476,375 健康診査業務委託料 468,611 歯科健診業務委託料 7,764
12	役務費	286	001 その他健康保持増進事業費 115,202 通信運搬費 178
13	委託料	34,916	手数料 108 低栄養・重症化予防等業務委託料 16,156
19	負担金、補助及び交付金	80,000	医療費分析業務委託料 16,200 その他健康保持増進業務委託料 2,560 後期高齢者医療特別対策補助金 80,000

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	25,302	25,399	97				25,302
1 償還金及び還付加算金	25,301	25,398	97				25,301
1 保険料還付金	25,000	25,000	0				25,000
2 償還金	1	1	0				1
3 還付加算金	300	397	97				300

6 諸支出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
23	償還金利子及び割引料	25,000	001 保険料還付金 25,000 保険料還付金 25,000
23	償還金利子及び割引料	1	001 償還金 1 国庫負担金返還金 1
23	償還金利子及び割引料	300	001 還付加算金 300 還付加算金 300

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 延滞金	1	1	0				1
1 延滞金	1	1	0				1

6 諸支出金

(単位：千円)

節		説明		
区	分		金額	
23	償還金 利子及び割引料	1	001 延滞金 延滞金	1

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 利子	20,000	20,000	0				20,000

7 公債費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
23	償還金利息及び割引料	20,000	001 一時借入金利息 20,000 一時借入金利息 20,000

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0	(他) 事務費繰入金		500 500	
歳 出 合 計	262,145,236	263,277,593	1,132,357	109,492,658		0127,142,674	25,509,904

8 予備費

(単位：千円)

節		説明
区	分	
		001 予備費 500 予備費 500

平成30年2月定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
1	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	平成30年度及び平成31年度の保険料について、所得割率及び均等割額を定めるとともに、国の制度改正に伴う保険料の賦課限度額の引き上げ、保険料軽減対象者の拡充及び住所地特例制度の見直しを行うため、所要の改正を行うもの
2	新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について	個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ改正するもの
3	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い改正するもの
4	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について	第2次広域計画の計画期間満了に伴い、第3次広域計画を作成するもの
5	平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について	特別調整交付金及び共通経費負担金等の精算について所要経費を補正するもの 【補正前】 1, 149, 999千円 【補正額】 28千円 【補正後】 1, 150, 027千円
6	平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	特別調整交付金の精算、前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金積立金の追加及び保険料還付金等について所要経費を補正するもの 【補正前】 268, 050, 137千円 【補正額】 325, 795千円 【補正後】 268, 375, 932千円
7	平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	歳入歳出総額 1, 209, 042千円
8	平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	歳入歳出総額 262, 145, 236千円

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料率の改定、並びに保険料賦課限度額の引き上げ、及び低所得者に対する保険料軽減対象の拡充を行うため、所定の改正を行うもの。

また、県外に転出した国民健康保険の住所地特例者について、転出前住所地が加入する広域連合の被保険者とするため、所定の改正を行うもの。

2 条例改正の概要

(1) 保険料率の改定（第 9 条及び第 10 条）

平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料率について、平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率から引き上げる。

均等割額：36,900 円（現行 35,300 円）

所得割率：7.40%（現行 7.15%）

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ（第 11 条）

保険料の賦課限度額を 57 万円から 62 万円に引き上げる。

(3) 保険料軽減対象者の拡充（第 15 条）

① 5 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 27 万円から 27 万 5 千円に引き上げる。

② 2 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 49 万円から 50 万円に引き上げる。

(4) 住所地特例制度の見直し（第 23 条及び第 24 条）

県外に住所を有する国民健康保険における住所地特例者が、後期高齢者医療の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合の被保険者となる。

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

（1）保険料率の改定

■概要

- ・後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、概ね 2 年に一度、保険料率の見直しを行うこととされています。（高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条）
- ・今年度は平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料率について見直しを行いました。高齢者人口と医療費の増加を考慮し、被保険者負担の抑制措置を可能な限り講じたうえで積算を行った結果、平成 20 年度の制度開始以来、初の保険料率の引き上げをお願いするものです。

■医療費と財源

- ・高齢者の医療費の財源について、約 5 割を公費、約 4 割を若い世代の保険料、残りの約 1 割を被保険者である高齢者が負担すべき保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしています。
- ・保険料は、高齢者の増加と若年者が減少することを踏まえ、双方の世代の負担の均衡を図るために、2 年ごとに見直しを行います。国から示される高齢者の負担割合（高齢者負担率）は、年々増加傾向にあります。

【平成 28・29 年度：10.99%⇒平成 30・31 年度：11.18%】

◆費用					審査支払手数料 葬祭費 財政安定化基金拠出金 健康診査事業	約 1%	その他
医療給付費（窓口での一部負担金は含まない） 約 99%							
◆財源							
公費負担 50%				後期高齢者交付金 38.82%		11.18%	
国 定率負担 3/6 (25%)	調整 交付金 1/6 (8.3%)	県 定率負担 1/6 (8.3%)	市町村 定率負担 1/6 (8.3%)	若年者の支援金 (0~74歳まで)		(高齢者負担率) 保険料	

↓
全国の広域連合間における所得の不均衡による賦課水準を是正するために国から配分されます。

■保険料率の算定方法

- ・医療給付費や被保険者数の見込みなどをこれまでの実績から算出し、国から示された高齢者負担率等の数値を使用して、平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料率を算定します。

■算定条件

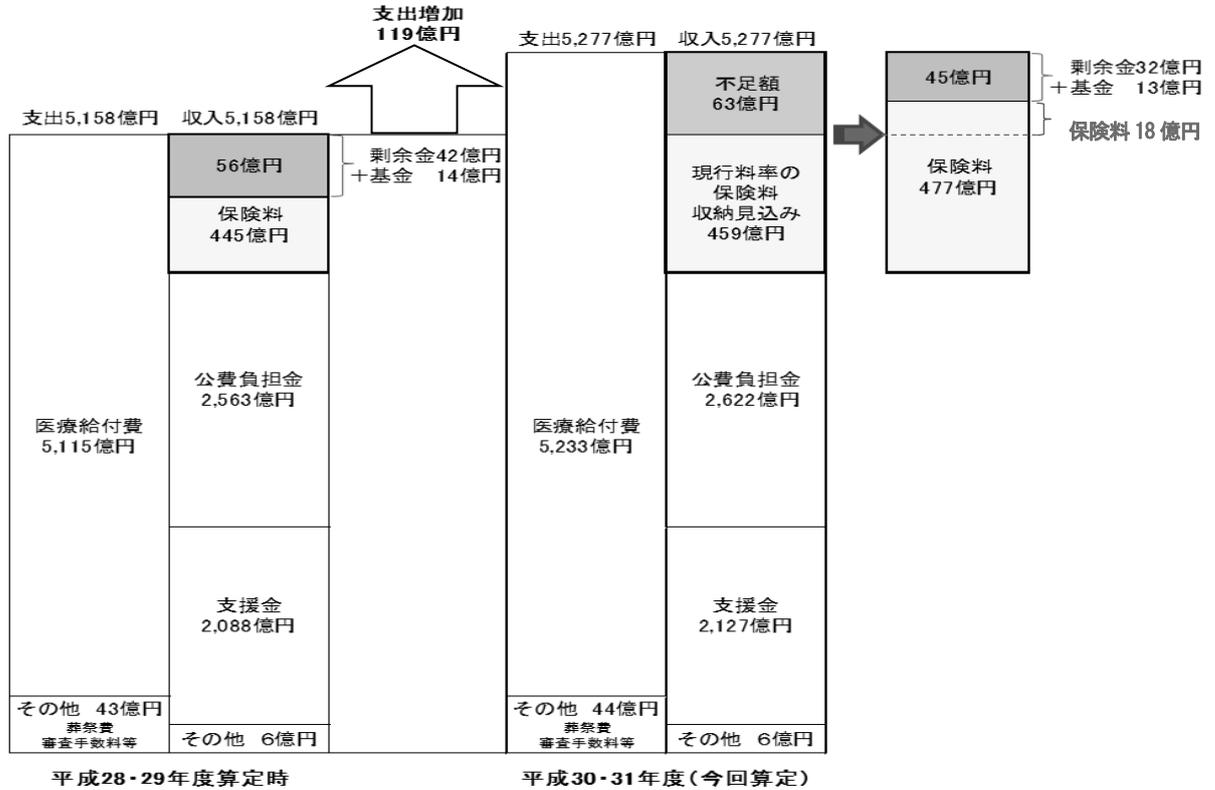
・保険料の高齢者負担率	11.18%
・被保険者数の伸び率見込み	1.42%
・1人当たり医療給付費の伸び率見込み	0.32%
・診療報酬改定の影響	▲1.19%

■保険料抑制のための財源

・剰余金の活用	32億円
・県財政安定化基金の活用	13億円

■算定結果

(1) 収支の見込み



(2) 新保険料率(案)

【現行の保険料率】			
均等割額	35,300円	所得割率	7.15%
平均保険料 (軽減前)	60,874円	(軽減後)	41,556円
↓			
【新保険料率(案)】			
均等割額	36,900円	1,600円の増	
所得割率	7.40%	0.25%の増	
平均保険料			
(軽減前)	63,519円	2,645円の増(月額220円の増)	
(軽減後)	45,978円	4,422円の増(月額369円の増)	

■保険料モデルケース

※単身世帯、年金収入のみの場合

収入額	軽減の状況	現行保険料	新保険料	増額
80万円	均等割9割軽減	3,500円	3,600円	100円 (月額8円)
150万円	均等割8.5割軽減	5,200円	5,500円	300円 (月額25円)
180万円	均等割5割軽減	36,900円	38,400円	1,500円 (月額125円)
215万円	均等割2割軽減	72,500円	75,400円	2,900円 (月額242円)
300万円	均等割 軽減なし	140,400円	145,600円	5,200円 (月額433円)

■保険料率の他広域連合との比較（全国順位）

		平成26・27年度	平成28・29年度	
均等割額	全国平均	44,980円	45,289円	
	新潟県	35,300円(47位)	35,300円(47位)	
	上位	1位	(福岡県)56,584円	(福岡県)56,085円
		2位	(大阪府)52,607円	(高知県)54,394円
		3位	(佐賀県)51,800円	(徳島県)52,913円
	下位	45位	(静岡県)38,500円	※1
		46位	(岩手県)38,000円	(岩手県)38,000円
47位		新潟県	新潟県	
47位		新潟県	新潟県	
所得割率	全国平均	8.88%	9.09%	
	新潟県	7.15%(47位)	7.15%(47位)	
	上位	1位	(福岡県)11.47%	(高知県)11.42%
		2位	(北海道)10.52%	(福岡県)11.17%
		3位	(大阪府)10.41%	(徳島県)10.98%
	下位	45位	(青森県)7.41%	(青森県)7.41%
		46位	(岩手県)7.36%	(岩手県)7.36%
47位		新潟県	新潟県	
47位		新潟県	新潟県	
1人当たり 平均保険料額 (軽減後・年額)	全国平均	68,016円	67,908円	
	新潟県	42,972円(43位)	41,556円(44位)	
	上位	1位	(東京都)97,104円	(東京都)95,496円
		2位	(神奈川県)90,168円	(神奈川県)91,584円
		3位	(大阪府)83,976円	(愛知県)84,036円
	下位	45位	(岩手県)40,116円	(岩手県)39,072円
		46位	(青森県)39,588円	(青森県)38,364円
47位		(秋田県)38,460円	(秋田県)35,556円	
47位		(秋田県)38,460円	(秋田県)35,556円	

※1 平成28・29年度の均等割額45位の欄は、44位(39,500円)が2広域連合(茨城県・静岡県)あるため空欄とした。

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ

■趣 旨

国の保険料賦課限度額の見直しに伴い、保険料賦課限度額の引き上げを行います。

■引き上げの内容及び対象者数の推計

保険料賦課限度額を、57万円から62万円に引き上げます。
(対象者数 約2,000人)

■施行年月日

平成30年4月1日施行(平成30年度以降の保険料から適用)

(3) 保険料軽減対象者の拡充

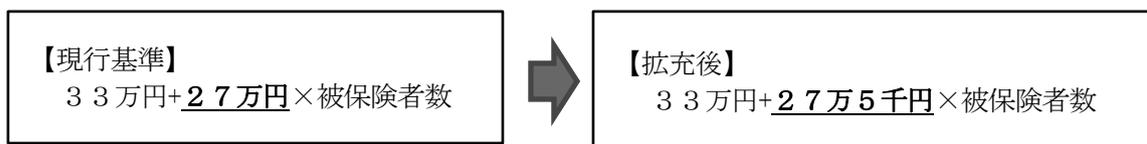
■趣 旨

国の軽減判定基準の見直しに伴い、低所得者の負担軽減の観点から、保険料軽減の対象を拡充します。

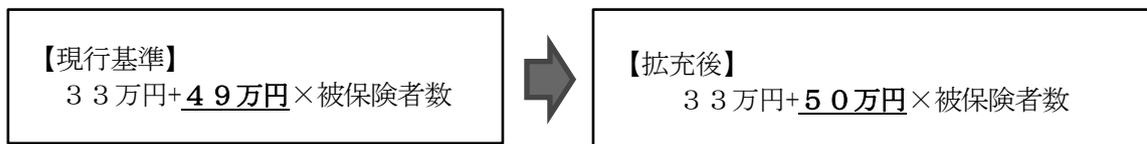
■軽減拡充の内容

均等割額を減額する基準(5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準)を変更し、保険料軽減の対象を拡充します。

① 5割軽減の基準について、被保険者に乗する金額を27万5千円に引き上げます。



② 2割軽減の基準について、被保険者に乗する金額を50万円に引き上げます。



■軽減拡充に係る対象者数の推計

5割軽減拡充対象者数	2割軽減拡充対象者数
約900人	約400人

■施行年月日

平成30年4月1日施行(平成30年度以降の保険料から適用)

議案第1号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>(所得割率) 第9条 <u>平成30年度及び平成31年度の所得割率は、0.0740とする。</u> (均等割額) 第10条 <u>平成30年度及び平成31年度の均等割額は、36,900円とする。</u> (保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、<u>62万円</u>を超えることができない。 (保険料の賦課総額) 第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。 (1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。 ア (略) イ <u>法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)</u>のための収入の額の合計額 (2) (略) (3) (略) (所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除し</p>	<p>(所得割率) 第9条 <u>平成28年度及び平成29年度の所得割率は、0.0715とする。</u> (均等割額) 第10条 <u>平成28年度及び平成29年度の均等割額は、35,300円とする。</u> (保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、<u>57万円</u>を超えることができない。 (保険料の賦課総額) 第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。 (1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。 ア (略) イ <u>法第93条</u>、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額 (2) (略) (3) (略) (所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除し</p>

て得た額とする。

(1) (略)

(1) の 2 (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に 2 7 万 5 千円 を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 分の 5 を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前 3 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に 5 0 万円 を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 分の 2 を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

(保険料の納付)

第 2 3 条 保険料は、第 5 条から前条までの規定により当該市町村に住所を有する被保険者及び法第 5 5 条又は法第 5 5 条の 2 の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(市町村が徴収すべき保険料の額)

第 2 4 条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第 5 5 条又は法第 5 5 条の 2 の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

附 則

(削除)

て得た額とする。

(1) (略)

(1) の 2 (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に 2 7 万円 を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 分の 5 を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前 3 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に 4 9 万円 を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 分の 2 を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

(保険料の納付)

第 2 3 条 保険料は、第 5 条から前条までの規定により当該市町村に住所を有する被保険者_____に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(市町村が徴収すべき保険料の額)

第 2 4 条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第 5 5 条_____の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

附 則

(平成 2 0 年度における普通徴収の保険料賦課の特例規定の適用除外)

第 3 条 平成 2 0 年度においては、第 2 1 条及び第 2 2 条の規定は、適用しな

(削除)

(平成22年度以降における普通徴収の保険料賦課の特例規定の適用除外)
第3条 平成22年度以降当分の間、第21条及び第22条の規定は、適用しない。

(削除)

(削除)

(削除)

い。

(平成21年度における普通徴収の保険料賦課の特例規定の適用除外)
第3条の2 平成21年度においては、第21条及び第22条の規定は、適用しない。

(平成22年度以降における普通徴収の保険料賦課の特例規定の適用除外)
第3条の3 平成22年度以降当分の間、第21条及び第22条の規定は、適用しない。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)
第4条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、「第15条若しくは第16条又は附則第5条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第5条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。）を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)
第6条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第24条の規定を適用する場合には、同条第2項中「属する月」とあるのは、「属する月（当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。）」と、同条第3項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「と

きは、平成20年10月から」とする。
(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)
 第7条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。
 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)
 第8条 平成20年度において、第15条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第3項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額)に3を乗じて得た額とする。
(平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)
 第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。
 2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第14条の規定により月割りをもって算定した額とする。
 3 前2項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)
 第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。
 2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。
(平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)
 第11条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、「第15条若しくは第16条又は附則第12条若しくは附則第13条」とする。

(平成22年度から平成28年度までの各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第12条 平成22年度から平成28年度までの各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

第13条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第14条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第15条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(削除)

(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(削除)

(削除)

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第5条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」とする。

(平成30年度から平成31年度までの間における保険料の賦課総額の算定の特例)

第6条 平成30年度及び平成31年度までの間における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成30年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条若しくは附則第5条に規定する基準に従い、平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

附 則 (平成30年2月24日条例第 号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第16条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」とする。

(追加)

(追加)

議案第 2 号関係資料

議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

1 一部改正の理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ所定の改正を行うもの

2 条例改正の概要

(1) 個人情報の定義の明確化

(2) 要配慮個人情報の定義の新設

3 施行日

平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第2号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 平成19年3月1日 条例第9号</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号</u> 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) <u>要配慮個人情報</u> 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>行政文書</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>	<p style="text-align: center;">新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 平成19年3月1日 条例第9号</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>行政文書</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを</p>

新	旧
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称</p> <p>(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報取扱事務の目的</p> <p>(4) 個人情報の収集方法</p> <p><u>(5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p><u>(6) 個人情報の内容</u></p> <p><u>(7) 個人情報の対象者</u></p> <p><u>(8) 第8条第1項ただし書の規定による保有個人情報の利用又は同条第2項ただし書の規定による保有個人情報の提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情</p>	<p>いう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称</p> <p>(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報取扱事務の目的</p> <p>(4) 個人情報の収集方法</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) 個人情報の内容</u></p> <p><u>(6) 個人情報の対象者</u></p> <p><u>(7) 第8条第1項ただし書の規定による保有個人情報の利用又は同条第2項ただし書の規定による保有個人情報の提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報</u>の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情</p>

新	旧
<p>報が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）<u>又は個人識別符号が含まれるもの</u>であって、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>報が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 3 号関係資料

議案第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い所定の改正を行うもの

2 条例改正の概要

(1) 養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合には 2 歳に達する日まで休業できる要件を定める

3 施行日

平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第3号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除</p>	<p style="text-align: center;">新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(<u>第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該</p>

新	旧
<p>く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>第2条の5 (略)</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該</p>	<p>子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第2条の4 (略)</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p>

新	旧
<u>当すること。</u> (8) (略)	(8) (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第4号関係資料

議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について

1 広域計画見直しの趣旨

広域計画は、地方自治法第291条の7第1項の規定により、作成が義務付けられており、第3項では広域計画を変更する場合は、議会の議決を得なければならないとされている。

当広域連合は、これまで第2次広域計画に基づき、県内の全市町村と連携協力し、円滑な制度運営に努めてきた。

第2次広域計画の計画期間（平成25年度から平成29年度まで）が満了となるため、引き続き当計画の基本方針を踏襲し、第3次広域計画を作成する。

2 第3次広域計画の構成

第2次広域計画の構成と同様に当広域連合規約第5条に規定されている以下の2項目を基本とし、広域計画の趣旨、第3次広域計画の項目、第3次広域計画の基本方針及び資料編を加えて構成する。

第3次広域計画では、広域連合と関係市町村との連携について、実態に合った形で整理した。

規定の項目

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事
- (2) 広域計画の期間及び改定に関する事

3 広域連合及び関係市町村が行う事務

第3次広域計画において広域連合及び関係市町村が行う事務は、第2次広域計画における制度の安定的かつ円滑な運営及び適切な連携の実績を踏まえ、第2次広域計画と同様とする。

4 第3次広域計画の期間及び改定

第3次広域計画の期間は、第1次広域計画で定めたとおり5年間（平成30年度から平成34年度まで）とし、その後は5か年を単位として見直す。

ただし、広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めるときは広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとする。

議案第5号関係資料

議案第5号 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
について

【補正額】 28千円 追加

【補正理由】 特別調整交付金及び共通経費負担金等の精算について補正するもの。

【歳入予算】 (予算書5頁及び6頁) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
分担金及び負担金	1,131,703	△ 48,259	1,083,444	共通経費負担金 △ 48,259
繰越金	13	48,287	48,300	前年度繰越金 48,287
補正されなかった款にかか る額	18,283		18,283	
歳入合計	1,149,999	28	1,150,027	

【歳出予算】 (予算書7頁及び8頁) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,148,570	28	1,148,598	○償還金 28 ・特別調整交付金返還金 (H28精算分) 28
補正されなかった款にかか る額	1,429		1,429	
歳出合計	1,149,999	28	1,150,027	

平成29年度 広域連合共通経費負担金内訳資料

（単位：千円）

No.	市町村名	共通経費負担金		
		補正前	補正額	補正後
1	新潟市	337,318	△ 14,385	322,933
2	長岡市	123,329	△ 5,259	118,070
3	三条市	47,688	△ 2,034	45,654
4	柏崎市	42,964	△ 1,832	41,132
5	新発田市	47,810	△ 2,039	45,771
6	小千谷市	20,469	△ 873	19,596
7	加茂市	16,952	△ 723	16,229
8	十日町市	31,263	△ 1,333	29,930
9	見附市	21,896	△ 933	20,963
10	村上市	34,562	△ 1,473	33,089
11	燕市	38,684	△ 1,650	37,034
12	糸魚川市	26,128	△ 1,114	25,014
13	妙高市	19,903	△ 849	19,054
14	五泉市	27,785	△ 1,185	26,600
15	上越市	91,188	△ 3,889	87,299
16	阿賀野市	23,297	△ 993	22,304
17	佐渡市	34,721	△ 1,480	33,241
18	魚沼市	21,722	△ 926	20,796
19	南魚沼市	29,819	△ 1,271	28,548
20	胎内市	17,559	△ 749	16,810
21	聖籠町	9,350	△ 399	8,951
22	弥彦村	7,275	△ 310	6,965
23	田上町	9,223	△ 394	8,829
24	阿賀町	10,835	△ 462	10,373
25	出雲崎町	6,253	△ 267	5,986
26	湯沢町	7,654	△ 327	7,327
27	津南町	9,268	△ 395	8,873
28	刈羽村	5,846	△ 249	5,597
29	関川村	6,939	△ 295	6,644
30	粟島浦村	4,003	△ 171	3,832
合計		1,131,703	△ 48,259	1,083,444
広域連合予算額		1,131,703	△ 48,259	1,083,444

議案第6号関係資料

議案第6号 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療広域連合特別会計
補正予算（第2号）について

【補正額】 325,795千円 追加

【補正理由】 国庫補助金の精算及び前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金積立金の追加並びに保険料還付金の追加等について補正するもの

【歳入予算】 (予算書5頁及び6頁)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
繰越金	4,502,478	325,795	4,828,273	前年度繰越金 325,795
補正されなかった款にかかる額	263,547,659		263,547,659	
歳入合計	268,050,137	325,795	268,375,932	

【歳出予算】 (予算書7頁から10頁)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,220,101	278,457	1,498,558	○業務一般管理事務費 ・保険料特別補てん金 1,046 ○医療財政調整基金経費 ・医療財政調整基金積立金 277,411
諸支出金	4,797,943	47,338	4,845,281	○保険料還付金 ・保険料還付金 11,877 ○償還金 ・普通調整交付金返還金(H28精算分) 227 ・特別調整交付金返還金(H28精算分) 24,270 ・普通調整交付金返還金(H27精算分) 9,740 ○還付加算金 ・還付加算金 1,224
補正されなかった款にかかる額	262,032,093		262,032,093	
歳出合計	268,050,137	325,795	268,375,932	

議案第7号関係資料

議案第7号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

《歳入歳出予算総額》

12億904万2千円（対前年度5,905万5千円、5.1%増）

【歳入予算】

（単位：千円）

款	30年度予算	29年度予算	比較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,182,073	1,131,703	50,370	共通経費負担金 ※議案第7号参考資料参照
国庫支出金	26,671	17,821	8,850	後期高齢者医療制度事業費補助金 （医療費適正化事業）……………1,420 特別調整交付金……………25,251
その他の款の計	298	463	△165	繰越金、諸収入
歳入合計	1,209,042	1,149,987	59,055	

【増減の主なもの】

（増）特別会計事務費繰出金

特別会計の機器更改に伴う電算システム経費の増加に係る事務費繰出金の増加によるもの
（対前年度4,621万2千円増）

（増）特別調整交付金事業

医療費適正化関連の補助事業の増加によるもの（対前年度890万1千円増）

【歳出予算】

（単位：千円）

款	30年度予算	29年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,207,862	1,148,558	59,304	一般管理事務費……………1,115,732 ・事務局運営費……………32,743 ・特別会計事務費繰出金……………1,082,989 職員派遣関係経費……………63,647 ・総務課等職員人件費負担金……………63,000 後期高齢者医療制度事業費（補助事業）……………2,842 ・広報物作成経費……………2,842 （後発医薬品分） 特別調整交付金事業費（補助事業）……………25,256 ・医療懇談会運営等経費……………216 ・医療費通知郵送料……………17,670 （医療費適正化分） ・広報物作成経費……………4,487 （医療費適正化分）
その他の款の計	1,180	1,429	△249	議会費、予備費
歳出合計	1,209,042	1,149,987	59,055	

平成30年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

（単位：千円）

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	352,331
2	長岡市	128,818
3	三条市	49,811
4	柏崎市	44,876
5	新発田市	49,938
6	小千谷市	21,380
7	加茂市	17,706
8	十日町市	32,655
9	見附市	22,871
10	村上市	36,101
11	燕市	40,406
12	糸魚川市	27,291
13	妙高市	20,789
14	五泉市	29,021
15	上越市	95,246
16	阿賀野市	24,334
17	佐渡市	36,267
18	魚沼市	22,689
19	南魚沼市	31,147
20	胎内市	18,341
21	聖籠町	9,766
22	弥彦村	7,599
23	田上町	9,633
24	阿賀町	11,317
25	出雲崎町	6,531
26	湯沢町	7,994
27	津南町	9,680
28	刈羽村	6,106
29	関川村	7,248
30	粟島浦村	4,181
合 計		1,182,073
広域連合予算額		1,182,073

議案第8号関係資料

議案第8号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
について

《歳入歳出予算総額》

2,621億4,523万6千円(対前年度△11億3,235万7千円、0.4%減)

【歳入予算】

(単位:千円)

款	30年度予算	29年度予算	比較	主な科目の説明
市町村支出金	43,454,930	41,996,378	1,458,552	
保険料等負担金	22,755,196	21,198,536	1,556,660	保険料軽減分負担金+保険料徴収分 ※議案第8号参考資料【B、C】参照
療養給付費負担金	20,699,734	20,797,842	△98,108	療養給付費負担金 ※議案第8号参考資料【A】参照
国庫支出金	88,392,643	89,270,564	△877,921	療養給付費負担金・・・62,099,203 高額医療費負担金・・・870,611 調整交付金・・・24,267,018 事業費補助金・・・193,599 円滑運営臨時特例交付金・・・962,212
県支出金	22,220,345	22,280,931	△60,586	療養給付費負担金・・・20,699,734 高額医療費負担金・・・870,611 県財政安定化基金交付金・・・650,000
支払基金交付金	104,991,887	105,943,629	△951,742	後期高齢者交付金
繰入金	2,716,281	3,424,361	△708,080	事務費繰入金・・・1,082,989 医療財政調整基金繰入金・・・1,633,292
その他の款の計	369,150	361,730	7,420	特別高額医療費共同事業交付金、 財産収入、繰越金、県財政安定化基金 借入金、諸収入
歳入合計	262,145,236	263,277,593	△1,132,357	

【増減の主なもの】

(増) 電算システム経費(総務費)

機器更改に伴うシステム構築等業務によるもの(対前年度6,898万円増)

(減) 療養給付費(保険給付費)

被保険者数については増加の見込みであるが、一人当たり医療給付費について減少したため全体の給付費が減少したもの(対前年度11億7,723万9千円減)

・平成30年度の被保険者数について、料率算定時に見込んだもの

※平成29年度 370,716人 → 平成30年度 373,980人(3,264人、0.9%増)

・平成30年度の一人当たり医療給付費について、料率算定時に見込んだもの

※平成29年度 @699,996円 → 平成30年度 @690,767円(9,229円、1.3%減)

【歳出予算】

(単位:千円)

款	30年度予算	29年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,270,050	1,220,101	49,949	総務管理費・・・1,270,050 ・業務一般管理費 113,039 ・医療給付費 515,155 ・電算システム経費 505,230 ・医療財政調整基金経費 112,672 ・医療費適正化推進事業費 23,047
保険給付費	260,072,294	261,249,533	△1,177,239	療養諸費・・・50,890,037 ・療養給付費 243,349,126 ・療養費 2,053,748 ・食事・生活療養費 4,159,162 ・訪問看護療養費 736,249 ・審査支払手数料 591,151 高額療養諸費・・・8,034,157 ・高額療養費 7,749,991 その他医療給付費・・・1,148,100 ・葬祭費 1,148,100
保健事業費	591,577	589,720	1,857	健康診査事業費・・・476,375 ・健康診査業務委託料 468,611 ・歯科健診業務委託料 7,764 その他健康保持増進事業・・・115,202 ・低栄養・重症化予防業務 16,156 ・特別対策補助金 80,000
その他の款の計	211,315	218,239	△6,924	県財政安定化基金拠出金、 特別高額医療費共同事業拠出金、 諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	262,145,236	263,277,593	△1,132,357	

平成30年度予算における市町村療養給付費負担金・保険料等負担金見込一覧

（単位：千円）

No.	市町村名	療養給付費負担金 【A】	保険料等負担金	
			（保険料軽減分） 【B】 ※保険基盤安定制度分	（徴収分） 【C】
1	新潟市	6,729,291	1,607,269	6,211,747
2	長岡市	2,259,602	636,180	2,060,220
3	三条市	863,669	250,962	758,689
4	柏崎市	819,908	217,652	688,193
5	新発田市	833,958	242,991	678,642
6	小千谷市	331,769	94,850	266,061
7	加茂市	274,481	80,866	206,528
8	十日町市	545,380	190,022	387,095
9	見附市	358,525	104,811	265,104
10	村上市	735,170	205,722	461,986
11	燕市	655,553	189,069	599,658
12	糸魚川市	542,926	143,392	418,362
13	妙高市	367,507	91,477	269,839
14	五泉市	496,072	154,190	329,074
15	上越市	1,722,083	465,643	1,441,763
16	阿賀野市	408,577	120,611	232,059
17	佐渡市	727,224	234,921	471,947
18	魚沼市	382,880	111,598	259,991
19	南魚沼市	521,819	143,456	378,799
20	胎内市	300,118	81,489	201,531
21	聖籠町	90,084	27,663	52,306
22	弥彦村	58,659	18,235	51,316
23	田上町	104,711	30,947	82,593
24	阿賀町	202,707	59,098	97,015
25	出雲崎町	48,476	18,290	38,685
26	湯沢町	64,344	22,369	73,820
27	津南町	112,713	40,177	78,666
28	刈羽村	41,246	10,847	31,812
29	関川村	92,203	24,685	36,833
30	粟島浦村	8,079	1,737	3,643
合 計		20,699,734	5,621,219	17,133,977
広域連合予算額		20,699,734	22,755,196	